

国の動向

国立高度専門医療センター（厚生労働省）

国立高度専門医療センターについては、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年6月2日法律第47号）」等において、平成22年度に非公務員型独立行政法人とすることが決定された。

厚生労働省では、平成19年5月28日「国立高度専門医療センターの今後のあり方についての有識者会議」（同日第1回開催）を設置し、検討を開始。

7月13日、「同有識者会議報告書」が取りまとめられた。

法人の形態については、「各国立高度専門医療センター毎に法人化する必要がある」とされている。

公立病院改革懇談会（総務省）

公立病院改革については、平成19年5月9日開催の「経済財政諮問会議」において、経営効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し、の3つの視点に立った改革を推進するとされている。

また、「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「総務省は、平成19年内に各自治体に対しガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定した改革プランを策定するよう促す」とされている。

総務省は、このガイドラインを策定するに当たり、「公立病院改革懇談会」を設置し、7月23日に第1回、8月29日に第2回を開催した。

「公立病院改革懇談会」検討内容

公立病院改革ガイドライン策定に当たり、諸課題について検討する。

〔主な課題〕

経営効率化

再編・ネットワーク化

経営形態の見直し

独立行政法人改革（行政改革推進本部事務局）

「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、101の全独立行政法人について、原点に立ち返った見直し、年内を目途とした「独立行政法人整理合理化計画」の策定を決定した。

行政改革推進本部事務局では、6月28日開催の「行政減量・効率化有識者会議」において、「独立行政法人整理合理化計画」の策定について、検討を開始。

8月10日に取りまとめられた「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」においては、事務・事業及び組織の見直し(徹底的な縮減)、運営の徹底した効率化(効率化)、自主性・自律性の確保(自律化)の横断的視点に加えて、事務・事業及び法人の類型別に「独立行政法人整理合理化計画」の策定を行うこととされた。

国立病院機構については、「官民競争入札等の積極的な適用、類似の事務・事業の一体的実施等5つの視点に十分留意して、計画の策定を行う」とされている。